国土建第５００号
平成３１年3月２９日

三重県県土整備部長　殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工体制台帳の作成等についての改正について

今般、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成３０年法律第１０２号）により、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

このため、施工体制台帳及び再下請通知の記載事項に、「特定技能１号」の在留資格に基づく外国人の従事状況を追加することとしました。

この改正は、平成３１年４月１日より施行されます。

つきましては、「施工体制台帳の作成等について」（平成７年６月２０日付け建設省経建発第１４７号）を別紙のとおり改正し、平成３１年４月１日より適用することとしましたので、貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。また、貴都道府県の発注担当部局及び貴管内の市区町村に対しても、参考として周知方お願いします。

収受
31.4.-1
県土整備部

◎施工体制台帳の作成等について（通知）　新旧対照表

新（平成31年3月29日）	旧（平成26年12月25日）
平成７年６月２０日 建設省経建発第１４７号 最終改正：平成３１年３月２９日 国土建第４９９～５００号	平成７年６月２０日 建設省経建発第１４７号 最終改正：平成２６年１２月２５日 国土建第１９８～２０２号
各地方整備局等建設業担当部長 各都道府県建設業主管部局長　　殿	各地方整備局等建設業担当部長 各都道府県建設業主管部局長　　殿
国土交通省土地・建設産業局建設業課長	国土交通省土地・建設産業局建設業課長
施工体制台帳の作成等について(通知)	施工体制台帳の作成等について(通知)
建設業法の一部改正する法律（平成６年法律第６３号）により、平成７年６月２９日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第５５号）により、平成２７年４月１日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下	建設業法の一部改正する法律（平成６年法律第６３号）により、平成７年６月２９日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第５５号）により、平成２７年４月１日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下

請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。このため、これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。 なお、貴管内の公共工事の発注者等関係行政機関及び建設業者団体にも速やかに関係事項の徹底方を取り計らわれたい。 記 一　作成建設業者の義務 建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第２４条の７第１項（入札契約適正化法第１５条第１項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場合における建設業者（以下「作成建設業者」という。）の留意事項は次のとおりである。 （１）～（５）　（略） （６）各記載事項及び添付書類の意義 施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。 ①　記載事項（規則第１４条の２第１項）関係 イ～ト　（略） チ　第２号トの「一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況」は、当該工事現場に従事するこれらの者の有無を記載すること。 リ　（略） ②　（略） （７）～（１１）　（略） 二・三　（略）	請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。このため、これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。 なお、貴管内の公共工事の発注者等関係行政機関及び建設業者団体にも速やかに関係事項の徹底方を取り計らわれたい。 記 一　作成建設業者の義務 建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第２４条の７第１項（入札契約適正化法第１５条第１項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場合における建設業者（以下「作成建設業者」という。）の留意事項は次のとおりである。 （１）～（５）　（略） （６）各記載事項及び添付書類の意義 施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。 ①　記載事項（規則第１４条の２第１項）関係 イ～ト　（略） チ　第２号トの「外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況」は、当該工事現場に従事するこれらの者の有無を記載すること。 リ　（略） ②　（略） （７）～（１１）　（略） 二・三　（略）

平成７年６月２０日
建設省経建発第１４７号

最終改正：平成３１年３月２９日
国土建第４９９～５００号

各地方整備局等建設業担当部長
各都道府県建設業主管部局長　　殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工体制台帳の作成等について(通知)

建設業法の一部改正する法律（平成６年法律第６３号）により、平成７年６月２９日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成１２年法律第１２７号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第５５号）により、平成２７年４月１日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。このため、これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。

なお、貴管内の公共工事の発注者等関係行政機関及び建設業者団体にも速やかに関係事項の徹底方を取り計らわれたい。

記

一　作成建設業者の義務

建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第２４条の７第１項（入札契約適正化法第１５条第１項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場合における建設業者（以下「作成建設業者」という。）の留意事項は次のとおりである。

（１）　施工計画の立案

施工体制台帳の作成等に関する義務は、公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が3,000万円（建築一式工事にあっては、4,500万円）以上となったときに生じるものである。このため、特に民間工事については、監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする特定建設業者は、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案しておくことが望ましい。

（２）　下請負人に対する通知

公共工事においては発注者から請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の額の総額が3,000万円（建築一式工事にあっては、4,500万円）に達するときは、

①　作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対し、

a　作成建設業者の称号又は名称

b　当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときには法第２４条の７第２項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨

c　再下請負通知に係る書類（以下「再下請負通知書」という。）を提出すべき場所

の３点を記載した書面を交付しなければならない。

②　①のa、b及びcに掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

上記①及び②の書面の記載例としては、次のようなものが考えられる。

〔①の書面の文例〕

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和２４年法律１００号)第２４条の７第１項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの(建設業の許可を受けていないものを含みます。)に請け負わせたときは、

イ　建設業法第２４条の７第２項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号。以下「規則」という。）第１４条の４に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

ロ　貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対するイの通知書の提出と、その者に対する

この書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。
作成建設業者の商号　○○建設(株)
再下請負通知書の提出場所　工事現場内
建設ステーション／△△営業所

〔②の書面の文例〕
この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第１４条の４第１項に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。
○○建設（株）

（３）下請負人に対する指導等
施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請通知書を提出するよう指導するとともに、作成建設業者としても自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければならない。
（４）施工体制台帳の作成方法
施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。その作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を経由して提出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成建設業者が自ら記載してもよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければならない。
〔例〕発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をＡ社とし、Ａ社が下請契約を締結した建設業を営む者をＢ社及びC社とし、Ｂ社が下請契約を締結した建設業を営む者をＢａ社及びＢｂ社とし、Ｂｂ社が下請契約を締結した建設業を営む者をＢｂａ社及びＢｂｂ社とし、Ｃ社が下請契約を締結した建設業を営む者をＣａ社、Ｃｂ社、Ｃｃ社とする場合における施工体制台帳の作成は、次の 1)から 10)の順で記載又は再下請負通知書の整理を行う。
１）A社自身に関する事項（規則第１４条の２第１項第１号）及び A 社が請け負った建設工事に関する事項（規則第１４条の２第１項第２号）
２）B 社に関する事項（規則第１４条の２第１項第３号）及び請け負った建設工事に関する事項（規則第１４条の２第１項第４号）
３）Ba 社に関する･･･　〔B 社が提出する再下請負通知書等に基づき記載または添付〕

4）Bb 社に関する･･･　〔B 社が提出する再下請負通知書等に基づき記載
　　　　　　　　　　　　または添付〕
5）Bba 社に関する･･･〔B b 社が提出する
　　　　　　　　　　　　　　　　　〃　　　〕
6）Bbb 社に関する･･･〔Bb 社が提出する
　　　　　　　　　　　　　　　　　〃　　　〕
7）C 社に関する事項（規則第１４条の２第１項第３号）及び請け負った建設工事に関する事項（規則第１４条の２第１項第４号）

8）Ca 社に関する･･･　〔C 社が提出する
　　　　　　　　　　　　　　　　　〃　　　〕
9）Cb 社に関する･･･　〔C 社が提出する
　　　　　　　　　　　　　　　　　〃　　　〕
10）Cc 社に関する･･･　〔C 社が提出する
　　　　　　　　　　　　　　　　　〃　　　〕

また、添付書類についても同様に整理して添付しなければならない。

施工体制台帳は、一冊に整理されていることが望ましいが、それぞれの関係を明らかにして、分冊により作成しても差し支えない。

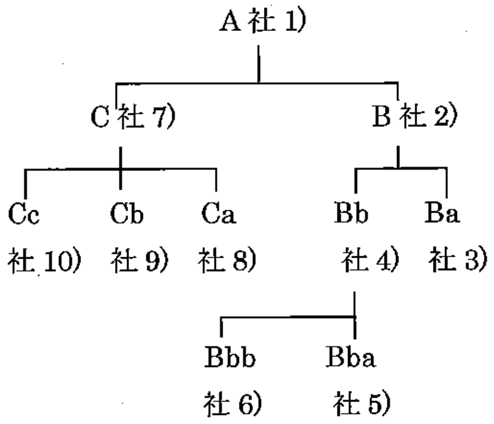

（5）施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時（規則第１４条の２第１項第１号に掲げる事項にあっては、作成建設業者に該当することとなった時）に遅滞なく行わなければならないが（規則第１４条の５第３項）、新たに下請契約を締結し下請契約の総額が(1)の金額に達したこと等により、この時よりも後に作成建設業者に該当することとなった場合は、作成建設業者に該当することとなった時に上記の記載又は添付をすれば足りる。

また、作成建設業者に該当することとなる前に記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があった場合も、作成建設業者に該当することとなった時以降の事実に基づいて施工体制台帳を作成すれば足りる。

（6）各記載事項及び添付書類の意義

施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。

① 記載事項（規則第１４条の２第１項）関係

イ　第１号イの「建設業の種類」は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して、記載すること。この際、規則別記様式第１号記載要領５の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

ロ　第１号ロの「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。

ハ　第２号イ及びへの建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

ニ　第２号ロの「営業所」は、作成建設業者の営業所を記載すること。

ホ　第２号ホの「主任技術者資格」は主任技術者が法第７条第２号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（２）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。また、「監理技術者資格」は、監理技術者が法第１５条第２号イに該当する者であるときはその有する規則別表（２）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

ヘ　第２号ホの「専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別」は、実際に置かれている技術者が専任の者であるか専任の者でないかを記載すること。

ト　第２号への「主任技術者資格」は、その者が法第７条第２号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（２）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

チ　第２号トの「一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況」は、当該工事現場に従事するこれらの者の有無を記載すること。

リ　第３号ロの「建設業の種類」は、例えば大工工事業の許可を受けているものが大工工事を請け負ったときは「大工工事業」と記載する。この際、規則別記様式第１号記載要領６の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

② 添付書類(規則第１４条の２第２項)関係

イ　第１号の書類は、作成建設業者が当事者となった下請契約以外の下請契約にあっては、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。

　ただし、公共工事については、全ての下請契約について請負代金の額は明記されていなければならない。

　なお、同号の書類には、法第１９条各号に掲げる事項が網羅されて

いなければならないので、これらを網羅していない注文伝票等は、ここでいう書類に該当しない。

ロ　第２号の「主任技術者又は監理技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第３条第２項又は規則第１３条第２項に規定する書面を添付すること。

ハ　第３号の「主任技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた規則第１４条の２第１項第２号へに規定する者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第３条第２項に規定する書面を添付すること。

（7）記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項または添付書類(法第１９条第１項の規定による書面を含む。）について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

変更後の事項記載についても、(4)に掲げたところと同様に、作成建設業者が自ら行ってもよいし、変更後の所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された変更に係る再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。

（8）施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければならないものである。

ただし、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

その作成に当たっては、次の点に留意して行う必要がある。

①　施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる（規則第１４条の６第２号）。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断する。

②　施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示なければならなくなったときまでには行う必要がある。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更して表示しておかなければならない。

③　施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」(規則第１４条の６第１号及び第２号)は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

④　施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えない。

（9）施工体制台帳の発注者への提出等

作成建設業者は、発注者からの請求があったときは、備え置かれた施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

ただし、公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

（１０）施工体制台帳の備置き等

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った建設工事目的物を発注者に引き渡すまで行わなければならない。ただし、請負契約に基づく債権債務が消滅した場合(規則第１４条の７。請負契約の目的物の引渡しをする前に契約が解除されたこと等に伴い、請負契約の目的物を完成させる債務とそれに対する報酬を受け取る債権とが消滅した場合を指す。）には、当該債権債務の消滅するまで行えば足りる。

（１１）法第４０条の３の帳簿への添付

施工体制台帳の一部は、上記(１０)の時期を経過した後は、法第４０条の３の帳簿の添付資料として添付しなければならない。すなわち、上記(１０)の時期を経過した後に、施工体制台帳から帳簿に添付しなければならない部分だけを抜粋することとなる。このため、施工体制台帳を作成するときには、あらかじめ、帳簿に添付しなければならない事項を記載した部分と他の事項が記載された部分とを別紙に区分して作成しておけば、施工体制台帳の一部の帳簿への添付を円滑に行うことが出来ると考えられる。

二　下請負人の義務

施工体制台帳の作成等の義務は、作成建設業者に係る義務であるが、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人にも次のような義務がある。

（１）施工体制台帳が作成される建設工事である旨の通知

その請け負った建設工事の注文者から一(2)①の書面の交付を受けた場合や、工事現場に一(2)②の書面が掲示されている場合は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときに以下に述べるところにより書類の作成、通知等を行わなければならない。

（２）建設工事を請け負わせた者及び作成建設業者に対する通知

(1)に述べた場合など施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となった場合において、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、遅滞なく、

①　当該他の建設業を営む者に対し、一(2)①の書面を交付しなければならない。

②　作成建設業者に対し、(3)に掲げるところにより再下請負通知を行わなければならない。

（３）再下請負通知

①　再下請負通知は、規則第１４条の４に規定するところにより作成した書面(以下「再下請負通知書」という。）をもって行わなければならない。再下請負通知書の作成は、再下請負通知人がその請け負った建設工事を請け負わせた建設業を営む者から必要事項を聴取すること等により作成する必要があり、自ら記載をして作成してもよいし、所定の記載事項が記載された書面を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごと

に行わなければならない。

② 再下請負通知書の作成及び作成建設業者への通知は、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた後、遅滞なく行わなければならない。(規則第１４条の４第２項)

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が新たに下請契約を締結した場合や下請契約の総額が一(1)の金額に達したこと等により、施工途中で再下請負通知人に該当することとなった場合において、当該該当することとなった時よりも前に記載事項又は添付書類に係る事実に変更があった時も、再下請負通知人に該当することとなった時以降の事実に基づいて再下請負通知書を作成すれば足りる。

③ 再下請通知書に添付される書類は、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。ただし、公共工事については、当該部分は記載されていなければならない。

④ 一度再下請負通知を行った後、再下請負通知書に記載した事項または添付した書類(法第１９条第１項の規定による書面)について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

⑤ 作成建設業者に対する再下請負通知書の提出は、注文者から交付される一(2)①の書面や工事現場の掲示にしたがって、直接に作成建設業者に提出することを原則とするが、やむを得ない場合には、直接に下請契約を締結した注文者に経由を依頼して作成建設業者あてに提出することとしても差し支えない。

三 施工体制台帳の作成等の勧奨について

下請契約の総額が一(1)の金額を下回る民間工事など法第２４条の７第１項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、規則第１４条の２から第１４条の７までの規定に準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。

また、より的確な建設工事の施工及び請負契約の履行を確保する観点から、規則第１４条の２等においては記載することとされていない安全衛生責任者名、雇用管理責任者名、就労予定労働者数、工事代金支払方法、受注者選定理由等の事項についても、できる限り記載することが望ましい。

なお、「施工体制台帳の整備について」(平成３年２月５日付け建設省経構発第３号)は、廃止する。

国土建第５０３号
平成３１年3月２９日

三重県県土整備部長　殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工体制台帳等活用マニュアルの改正について

今般、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成３０年法律第１０２号）により、新たな在留資格「特定技能」が創設されました。

このため、施工体制台帳及び再下請通知の記載事項に、「特定技能１号」の在留資格に基づく外国人の従事状況を追加することとしました。

この改正は、平成３１年４月１日より施行されます。

つきましては、今般、「施工体制台帳等を活用した適正な施工体制の確保について」（平成１５年１１月７日付国総入企第２５号）において通知した「施工体制台帳等活用マニュアル」を別添のとおり改正し、平成３１年４月１日より適用することとしましたので、貴職におかれましては、十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう措置願います。また、貴都道府県の発注担当部局及び貴管内の市区町村に対しても、参考として周知方お願いします。

なお、今回の改正部分は以下の通りです（下線部分が変更部分）。

○施工体制台帳等のチェックリスト　（別添１）

１．施工体制台帳の写しのチェックポイント（事前確認）

（１）施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか

・一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況

・下請負人における一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況

（２）施工体制台帳の添付書類は揃っているか

②全ての再下請通知書

・再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。

④下請負人が再下請負人と締結した請負契約について

・再下請負人における一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況

収受
31.4.-1
県土整備部

施工体制台帳等活用マニュアル

１．はじめに

（１）適切な施工体制の確保と現場確認の必要性

適切な施工の確保は、公共工事の品質確保の前提となるものであり、また、適切な施工を行おうとしない不良・不適格業者を放置することは、適正な競争を妨げ、コスト縮減等の支障となるとともに、技術力・経営力を向上させようとする優良な建設業者の意欲を削ぎ、ひいては建設業の健全な発展を阻害するものである。

このため、各発注者及び許可行政庁においては、許可・入札・契約手続時における厳重なチェックや発注者支援データベースの活用等に努める一方で、実際の施工現場に、適切な体制を組んだ上で、施工体制等の確認に入り、建設業者の技術者配置状況や下請業者使用状況等を具体的にチェックし、適切な是正措置を講ずることが、必要であると考えられる。

しかしながら、「入札契約適正化法及び適正化指針の措置状況調査結果について」（平成２５年９月１０日国土交通省、総務省、財務省公表。以下、「入札契約適正化措置状況調査」という。）によると、市区町村において施工体制台帳の写しを提出させている割合が約９割に留まっているという状況にあること、また、特定建設業者を対象に行った調査結果によると、公共工事において施工体制台帳に必要書類を全て添付している割合が約６割に留まっているという状況にあること等から、今後施工体制の確認のさらなる徹底を図る必要がある。

（２）現場施工体制の適正化のための現行制度

施工体制の確認のため、従来から建設業法（昭和２４年法律第１００号）においては、下請契約の請負代金の合計が３，０００万円以上（建築一式工事の場合は４，５００万円以上）となる工事について、特定建設業者が下請負人の名称や工事内容その他国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し工事現場に備え置くこと、また、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し工事現場の見やすい場所に掲げることが義務付けられている。

さらに、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成１２年法律第１２７号。以下「入札契約適正化法」という。）において

は、公共工事については、工事現場における適正な施工体制の確保のため、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結した建設業者が下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成すること、公共工事の受注者が施工体制台帳の写しを発注者へ提出すること、また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることが義務付けられている。一方、公共工事の発注者に対しても、施工体制台帳を活用した点検その他の必要な措置を講じることが義務付けられている。

公共工事において適切な施工体制を確保するため、各発注者及び許可行政庁においては、上記制度にしたがって施工体制台帳や施工体系図を適切に活用することにより現場の施工体制を確認する必要がある。

【施工体制台帳や施工体系図の作成等を行う際の指針については「施工体制台帳の作成等について」(平成２６年１２月２５日付国土建第１９８～２０２号)参照】

２．現場施工体制等の適正化のために確認すべき事項

（１）現場施工体制等の確認に当たってのチェックポイント

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成１３年３月９日閣議決定、平成２６年９月３０日一部変更）においては、発注者は、現場の施工体制の把握を徹底するため要領の策定等により統一的な監督の実施に努めるものとされている。

しかしながら、入札契約適正化措置状況調査によれば、市区町村において要領を策定していない割合が７割以上に及ぶ状況にあること等から、例えば、別添１のチェックポイントを参考にして、各発注者が有する契約規定等によって義務付けられる項目等を新たに加えるなど、必要に応じその充実を図った上で施工体制台帳等のチェックリストを作成し、現場での確認作業の効率化を図ることが適当である。また、実際の確認作業に当たっては、別添２の活用事例も参考として、効果的な現場確認を行う必要がある。

なお、平成１３年３月３０日の建設業法施行規則の改正により、同年１０月１日以降に契約された公共工事については、施工体制台帳の添付書類である下請契約書について２次以下の下請金額についても記載することが義務付けられ、また、平成２４年５月１日の建設業法施行規則の改正により、同年１１月１日以降に特定建設業者が発注者と締結した請

負契約に係る建設工事について、施工体制台帳等の記載事項に健康保険等の加入状況が追加されることとなり、これらの情報の活用により適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除、不良・不適格業者の排除の徹底を図ることが望ましい。

（２）特に重点的に確認すべきポイント

現場施工体制の適正化を確保するための基本的事項として、特に、次の２点について、重点的に確認を行う必要がある。特に、下請会社が元請会社の子会社であるなど、特殊な関係にある場合には、徹底した確認を行うこととする。

また、必要に応じて監督業務の一部を外部機関に委託するなどの措置を行うことにより、発注者の監督体制を強化することが望ましい。

① 技術者の現場専任制の徹底

専任を要する主任技術者及び監理技術者に対して、工事現場への抜き打ちの点検を行うなどして現場専任制の確認を徹底する。また、監理技術者資格者証の提示を求め、その者があらかじめ通知された配置予定監理技術者と同一人であることを確認するとともに、資格者証が偽造されたものではないことのほか、請負業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認する。なお、恒常的な雇用関係の考え方については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成１６年３月１日付国総建第３１５号）において、公共工事において発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であるとされていることにも留意すること。

② 一括下請負に関する点検の強化

現場の施工体制が施工体制台帳（契約書等の添付書類を含む）や施工体系図に記載された内容と相違ないか確認する。

また、下請業者が元請業者と同業種であって元請業者以上の規模を有する会社である場合（下請業者がそのような同業種会社の子会社である場合を含む）など十分な点検が必要な場合には、建設業者が請負った工事の内容や難易度が当該業者の経営規模や技術力に対して適当であるかをチェックの上、①により技術者の現場専任制を確認するとともに、技術者への聞き取り等により当該工事に対する実質的な関与について確認する。

【一括下請負に該当するか否かの判断基準等については、「一括下請

負の禁止について」（平成１３年３月３０日付国総建第８２号）参照】

３．施工体制等の確認に当たっての留意事項

（１）現場確認の体制

現場施工体制等の確認においては、技術者配置状況、下請業者使用状況等確認範囲が広範に及ぶとともに、その確認結果についても許可、工事成績評定等に適切に反映させる必要がある。このため、確認の実施に当たっては、通常の監督・検査手続きにとどまらず、関係部局の緊密な連携のもと、効果的かつ効率的な確認体制を組むことが望ましい。

（２）許可行政庁間の相互連携

現場施工体制等の確認の結果、建設業法等に違反しているおそれのある建設業者が、自らの許可にかからないものである場合には、当該建設業者に対し自ら是正を求める一方で、当該建設業者の許可行政庁に連絡し、連絡を受けた許可行政庁においても、当該建設業者に対し必要な報告聴取等を実施した上で、厳正に対処するなど、許可行政庁が相互に連携して、不良・不適格業者の排除に努めていくことが望ましい。

（３）入札契約適正化法に基づく発注者と許可行政庁の連携

入札契約適正化法の規定に基づき、公共工事の発注者は、一括下請負等不正行為があると疑うに足りる事実があるときは、許可行政庁に通知しなければならないとされている。許可行政庁においては、発注者から通知を受けた事案等に対して工事現場への立入検査等を行い、不良・不適格業者の排除のより一層の推進を図ることが望ましい。

国土交通省においては、平成１９年度から地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」を設置し、大臣許可業者を対象とした工事現場への立入検査等に鋭意取り組んでいるところであり、都道府県や市町村等からの通知に対しても積極的に対応していくこととしている。

（４）建設業法違反等への対処

現場施工体制等の確認の結果、建設業法等への違反が認められた場合には、早急に是正措置を講ずるとともに、当該違反が悪質である場合は、建設業法に基づく監督処分を行う等により厳格な措置を講ずることとする。さらに、各発注者の成績評定等に適切に反映するなど、不良・不適格業者の排除に向けた万全の対策をとることが望ましい。

（５）第三者による施工体制の確認

入札契約適正化法において施工体系図を公衆が見やすい場所にも掲示することとした趣旨は、公共工事が適正な施工体制の下に行われていることを担保するために、第三者でも現場の施工体制を簡明に確認できるようにするためのものであるため、この趣旨を踏まえて、適切な掲示の確認を徹底することとする。なお、施工体制台帳についても、掲示を行うものではないものの、第三者に対しこれを開示することは上記の趣旨に合致するものであるので、公開することによって請負人の競争上の地位を害するおそれのある下請金額等を除き、開示の請求等に応じ、これを開示することが望ましい。

（別添１）

施工体制台帳等のチェックリスト

１．施工体制台帳の写しのチェックポイント（事前確認）

チェックポイント	結果	備考
（1）施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第１４条の２）。		

項目	結果	備考
・作成建設業者が許可を受けた建設業の種類		
・建設工事の名称、内容及び工期		
・健康保険等の加入状況		
・発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地		
・発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し）		
・主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別		配置予定技術者と同一人物であるか確認。
・作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された発注者への通知書の写し）		
・主任技術者又は監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格		
・一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況		
・下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険等の加入状況		
・全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期		
・全ての下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日		
・作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限、当該監督員の行為についての下請負人の作成建設業者に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した下請負人に対する通知書の写し）		
・下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限、当該現場代理人の行為について作成建設業者の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し）		
・下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		
・下請負人が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格		
・１次下請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地		
・下請負人における一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況		

チェックポイント	結果	備考
（2）施工体制台帳の添付書類は揃っているか（建設業法施行規則第１４条の２第２項）		

項目	結果	備考
①2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し（公共工事については２次下請以下も含めた全ての下請業者について請負金額を明記しなければならない。）		必ず、書面であること。
・下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか		
①工事内容、②請負代金の額、③工事着手の時期及び工事完成の時期		
④請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期及び方法		支払はできる限り現金払い。少なくとも労務費相当分は現金払。 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間。
⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め		
⑥天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め		
⑦価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更		
⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め		
⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め		
⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期		完成通知を受けてから、検査完了まで20日以内。引渡しの申し出があった場合はただちに引渡しを受ける。
⑪工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法		元請が支払を受けてから下請負人に支払うまで１月以内。特定建設業者は、引渡しの申し出があってから、代金の支払まで50日以内。手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間。
⑫各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金		
⑬契約に関する紛争の解決方法		
②全ての再下請通知書		
・再下請通知書の必要事項が書き込まれているか。		（施行規則第１４条の４）
①下請負人の商号、名称、住所、許可番号		
②下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称		
③再下請負人の商号、名称、住所、許可番号及び請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、		

健康保険等の加入状況		
④下請負人が再下請負人と締結した請負契約について		請負契約書の写しの添付。
・工事の名称、内容、工期		
・請負契約を締結した年月日		
・下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請負人の下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された再下請負人への通知書の写し）		
・再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての下請負人の再下請負人に対する意見の申出方法（またはその内容が記載された下請負人への通知書の写し）		
・再下請負人の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格及びその者が専任か否かの別		
・再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格		
・再下請負人における一号特定技能外国人、外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況		
③主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することの証明書の写し（専任の監理技術者については監理技術者資格者証の写しに限る。）		
④主任技術者又は監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し（健康保険被保険者証又は住民税特別徴収税額通知書の写し）		（別紙１）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照
⑤主任技術者又は監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し。		

チェックポイント	結果	備考
（３）元請の施工範囲等を確認（直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等。）		契約書等から直営施工範囲を確認。直営部分の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が妥当であるか確認。
（４）上請け、横請けの可能性の確認		下請に地元以外の建設業者（元請が地元の場合）又は、元請負人よりも資本金の多い下請負人がいないか。同規模同業者が下請にいないか。
（５）ＪＶ工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認		代表者、出資比率、責任範囲等の確認。
（６）下請負人の中に無許可業者がいる場合に５００万円以上（建築一式工事にあっては１，５００万円以上）の下請をさせていないかどうか確認。		契約書により当該施工範囲を確認し、適切かどうか判断。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

２．現場での標識等の確認

チェックポイント	結果	備考
（1）施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しているか（建設業法第２４条の７第４項、入札契約適正化法第１５条第１項）。		公衆が見やすい場所とは、工事現場の道路に面した場所など
（2）下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出すべき旨の掲示を行っているか（建設業法施行規則第１４条の３）。		掲示文の例は以下参照。

再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨掲示する書面の文案

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和２４年法律１００号)第２４条の７第１項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、

① 建設業法第２４条の７第２項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和２４年建設省令第１４号）第１４条の４第１項に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号　〇〇建設(株)

再下請負通知書の提出場所　工事現場内

建設ステーション／△△営業所

（3）全ての建設業許可を持つ建設業者が、建設業許可に関する標識を掲示しているか確認		公衆の見易い場所に（建設業法第 40 条）①一般又は特定建設業の別、②許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業、③商号又は名称、④代表者の氏名、⑤主任技術者又は監理技術者の氏名（建設業法施行規則第 25 条）が記載された標識かどうか確認。
（4）建退共制度導入事業者であること及び証紙の配布状況の確認		「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示があるか確認するとともに元請に対し下請の加入状況を確認し、疑義が生じた場合には、現場従事者に対し共済手帳の提示を求めるか又は各建設業者が現場に備え付けている共済証紙受払簿（中小企業退職金共済法施行規則第 90 条）を提出させる。
（5）労災保険に関する掲示の確認		労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日、労働保険番号の掲示若しくは備え付け状況の確認。（労働者災害補償保険法施行規則第４９条）

３．現場での施工体制台帳等の確認

チェックポイント	結果	備考
（１）施工体制台帳は現場に備え付けられているか（建設業法第２４条の７）。		公共工事については、施工体制台帳の写しについて発注者（監督員）への提出が義務づけられている（入札契約適正化法第１５条第２項）。
（２）発注者（監督員）に提出した施工体制台帳の写しと比べ、不備、追加、変更を確認		不備がある場合は、速やかな是正を指導し、その内容を確認すること。 追加、変更についても、その内容を確認すること。
・施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか（建設業法施行規則第１４条の２第１項）。		
・施工体制台帳の添付書類は揃っているか（建設業法施行規則第１４条の２第２項）。		
（３）元請負人の直営部分の施工状況を確認。 ・事前確認において、上請け、横請けの可能性がある場合については、より詳細に確認 ・直営施工個所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認		・実際の直営施工個所を確認し、施工体制台帳、契約書等と相違がないか確認。 ・はっきりしない場合は、現場代理人等に口頭で聞き取りにより確認。 ・実際の直営施工個所の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が、不自然に高くないか確認。
（４）下請負人が工事の一部を再下請に出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認。		契約書等と実際の直営施工範囲が等しいか確認し、直営部分がない場合は、施工の関与状況を特に確認
（５）下請負人の中に無許可業者がいる場合に５００万円以上（建築一式工事にあっては１，５００万円以上）の下請をさせていないかどうか確認。		契約書により当該施工範囲を確認。 →疑義が生じた場合は、元請又は下請業者に確認。 無許可業者か否か不明な場合は許可部局に照会する。

４．現場での監理技術者等の配置状況の確認

チェックポイント	結果	備考
（１）主任技術者又は監理技術者に関し、以下の事項について確認（その際、監理技術者に対しては監理技術者資格者証の提示を求める。）		公共性のある重要な工事で建設業法施行令第２７条で定めるもののうち、国や地方公共団体等が発注するものについては、元請負人の監理技術者は、専任かつ監理技術者資格者証を有していなければならない（建設業法第２６条第３項、第４項）。また、発注者から請求があったときは資格者証を提示しなければならない（建設業法第２６条第５項）。
① 当該主任技術者又は監理技術者の現場専任制の確認		日報等で専任制の確認を行う。 →疑義がある、あるいは現在現場に常駐していない場合には、所在を確認して直ちに呼び出し。
② 当該主任技術者又は監理技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者又は監理技術者と同一人物であることの確認		
③ 当該主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		（別紙１）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照
④ 当該主任技術者又は監理技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認		建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の監理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を誠実に行っているかどうか口頭試問等により確認。 実質的な関与については、（別紙２）「技術者の実質的関与についての確認方法」を参照

５．現場での下請業者の使用状況の確認

チェックポイント	結果	備考
（１）施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないかどうか確認		ヘルメット等の外観、口頭聞き取り等により確認する。
（２）下請業者の施工状況･内容及び下請金額が下請負契約書に同じかどうか確認		下請業者に聞き取りを行う（平成１３年１０月１日以降に契約された公共工事については、２次以下も含めて全ての下請業者について請負額が記載された契約書の写しを添付することが義務付けられている。）
（３）主任技術者の現場専任制の確認		建設業者は、請け負った全ての工事現場において、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置かなければならず（建設業法第２６条）、公共性のある工作物に関する重要な工事で建設業法施行令第２７条で定めるものについては専任でなければならない。
①　当該主任技術者の現場専任制の確認		施工体制台帳の工期、実施工程表と比較して、専任の必要な時期にあるか確認、専任が必要な場合は、日報等により確認。 →疑義がある、あるいは現在現場に常駐していない場合には所在を確認して直ちに呼び出し。 ※ただし、同一の場所又は近接した場所における、密接な関連のある ２ 以上の工事の兼任は可能。
②　当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認		
③　当該主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認		（別紙１）「技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法」を参照
④　当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認		主任技術者である資格又は実務経験の確認を行うとともに、監理技術者の場合に準じ、口頭試問等により確認。 実質的な関与については、（別紙２）「技術者の実質的関与についての確認方法」を参照

（別紙１）技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
（1）直接的な雇用関係にあることの確認 監理技術者：以下のいずれかにより確認 ①監理技術者資格者証の所属建設業者の商号又は名称、又は変更履歴（裏書） ②健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称 ③住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称 主任技術者：以下のいずれかにより確認 ①健康保険被保険者証の所属建設業者の商号又は名称 ②住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号又は名称		「直接的な雇用関係」とは、「技術者と企業の間に、第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成等）が存在すること」をいい、以下の要件を満たす場合と解す。 健康保険被保険者証や市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書によって、所属建設業者との雇用関係が確認できることが必要（在籍出向者、派遣社員は認められない）。
（2）恒常的な雇用関係にあることの確認 監理技術者：以下のいずれかにより確認 ①監理技術者資格者証の交付年月日、又は変更履歴（裏書） ②健康保険被保険者証の交付年月日 主任技術者：健康保険被保険者証の交付年月日により確認		「恒常的な雇用関係」とは、①「施工管理業務に従事する一定の期間にわたり、当該企業に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること」、②「企業及び技術者が双方の持つ技術力を熟知し、企業が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、技術者が十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること」をいい、特に国、地方公共団体等（注１）が発注する公共工事における専任の監理技術者又は主任技術者については、以下の要件を満たす場合と解す。 所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日。）以前に３ヶ月以上の雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更（注２）があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、３ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。 注１：建設業法第２６条第４項に規定する国、地方公共団体その他政令で定める法人 注２：合併、営業譲渡及び会社分割については、その契約書及び登記簿の謄本等により確認するものとする。

（別紙２）技術者の実質的関与についての確認方法

チェックポイント	結果	備考
（1）発注者との協議において主体的な役割を果たしていることの確認		打合せ時の受け答えから判断。
（2）住民への説明において主体的な役割を果たしていることの確認		日報や住民からの苦情内容を確認。必要に応じて技術者に聞き取り。
（3）官公庁等への届出等において主体的な役割を果たしていることの確認		申請書等の内容をもとに技術者に聞き取り。
（4）近隣工事との調整において主体的な役割を果たしていることの確認		近隣工事との調整状況を技術者に聞き取り。
（5）施工計画の作成において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画書の確認。施工計画の打合せ時における技術者の受け答えから判断。
（6）工程管理において主体的な役割を果たしていることの確認		施工計画と実際の工程を比較。工程の変更を余儀なくされたときの対応から判断。
（7）出来形・品質管理において主体的な役割を果たしていることの確認		出来形報告書類や品質管理書類をもとに技術者に聞き取り。
（8）完成検査において主体的な役割を果たしていることの確認		下請工事の検査状況について技術者に聞き取り。
（9）安全管理において主体的な役割を果たしていることの確認		安全パトロールの実施状況等を確認。
（10）下請業者との施工調整・指導監督において主体的な役割を果たしていることの確認		下請業者からの聞き取り。

（参考）　現場施工確認等実施フロー図

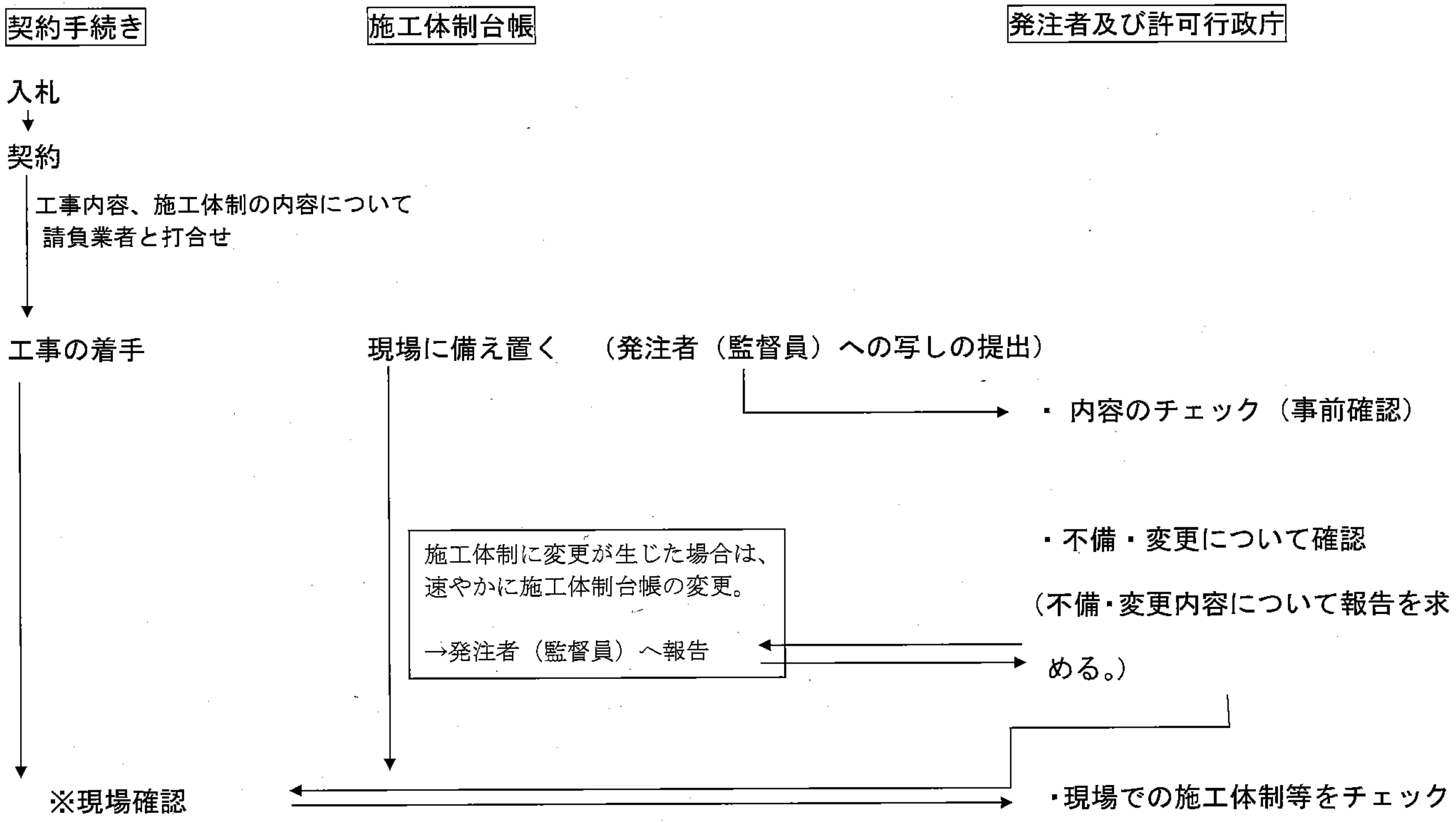

発注者及び許可行政庁における施工体制台帳の活用事例集

ケース１：発注者が「発注者支援データベース・システム」の活用により技術者の専任違反を発見し、通知を受けた許可行政庁が処分
◇施工体制における問題点 Ａ社は専任の必要な２件の工事において技術者を兼任させていた。
◇問題点を発見したきっかけ 発注者であるＢ地方整備局から許可行政庁であるＣ県に対し、発注者支援データベース・システムの活用により、Ｂ地方整備局が発注した工事とＣ県が発注した工事に配置された技術者が同一の者である疑義が発覚したと、入札契約適正化法第１１条に基づく通知があった。
◇問題点発見後の処理 許可行政庁であるＣ県がＡ社から報告聴取を行ったところ、技術者の兼任の事実が確認されたため、建設業法第２６条第３項に違反していることから指示処分を行った。
◇施工体制台帳の活用方法 許可行政庁であるＣ県は、報告聴取を行った際に、Ａ社が提出した施工体制台帳と技術者届に記載された技術者を照合し、さらに、契約書、竣工写真等を確認した。その結果、当該技術者が専任の必要な２件の工事において５ヶ月に渡って兼任していた事実が発覚した。

ケース２：許可行政庁が経営事項審査の工事経歴書により技術者の兼任を発見し処分
◇施工体制における問題点 Ａ社は専任の必要な２件の工事において技術者を兼任させていた。
◇問題点を発見したきっかけ 許可行政庁であるＢ県が経営事項審査において工事経歴書を確認していたところ、Ａ社の技術者が、専任が必要な２件の工事について一定期間兼任している疑義が生じた。
◇問題点発見後の処理 許可行政庁であるＢ県がＡ社に報告聴取を行ったところ、技術者の兼任の事実が確認されたため、建設業法第２６条第３項に違反していることから指示処分を行った。
◇施工体制台帳の活用方法 許可行政庁であるＢ県は、報告聴取を行った際に、Ａ社が提出した施工体制台帳と工事経歴書に記載された技術者を照合した。その結果、当該技術者が専任の必要な２件の工事において２ヶ月に渡って兼任していた事実が発覚した。

ケース３：発注者がＪＶの構成員の技術者不設置を発見し、通知を受けた許可行政庁が処分
◇施工体制における問題点 Ａ社は、Ｂ県発注工事のＪＶの構成員であるにもかかわらず、技術者を配置していなかった。
◇問題点を発見したきっかけ 発注者であるＢ県から許可行政庁であるＣ地方整備局に対して、Ａ社が技術者を配置していない疑義があると、入札契約適正化法第１１条に基づく通知があった。
◇問題点発見後の処理 許可行政庁であるＣ地方整備局がＡ社から報告聴取を行ったところ、当該ＪＶの代表構成員のみが工事の施工管理を行っており、Ａ社は技術者を現場に配置していない事実が確認されたことから、建設業法第２６条第１項に違反していることから１５日間の営業停止処分を行った。
◇施工体制台帳の活用方法 許可行政庁であるＣ地方整備局は、報告聴取を行った際に、当該ＪＶが提出した施工体制台帳をもとにＡ社の技術者が本来担うべき役割について本人に聞き取りを行うとともに、当該技術者が実際に担った役割を示す資料の提出を求めたところ、当該技術者が実際には現場に配置されていないことが発覚した。

ケース４：発注者が施工体制の点検によりＣＯＲＩＮＳにおける技術者の虚偽登録を発見し、許可行政庁に通知
◇施工体制における問題点 Ａ社は専任の必要な２件の工事において技術者を兼任させていた。
◇問題点を発見したきっかけ 発注者であるＢ県が施工体制の重点点検を行ったところ、施工体制台帳に記載された技術者と当該工事においてＣＯＲＩＮＳ登録された技術者が異なることが発覚した。
◇問題点発見後の処理 発注者であるＢ県がＡ社に確認したところ、当該技術者をＣ県発注の専任を要する工事と兼任させるため、データベース上の重複を避ける目的でＣＯＲＩＮＳへの虚偽の登録を行った事実が確認された。このためＢ県は事実関係を発注者であるＣ県および許可行政庁に通知した。
◇施工体制台帳の活用方法 発注者であるＢ県は、Ａ社の技術者に監理技術者資格者証の提示を求め、施工体制台帳およびＣＯＲＩＮＳに登録された内容と照合した。その結果、Ａ社がＣＯＲＩＮＳに登録した内容が虚偽のものであることが発覚した。

ケース５：発注者が監理技術者資格者証の確認により技術者の専任違反を発見し口頭注意
◇施工体制における問題点 Ａ社は、専任の必要な工事において技術者を専任で配置していなかった。
◇問題点を発見したきっかけ 発注者であるＢ県が現場の施工体制を確認したところ、Ａ社の技術者の住所が通勤の出来ない場所であることから、当該技術者の専任違反の疑義が生じた。
◇問題点発見後の処理 発注者であるＢ県がＡ社に確認したところ、技術者の兼任の事実が確認されたものの、両社とも建設業法の理解が不足しており悪質ではなかったことから、許可行政庁と協議の上、口頭で注意し是正を求めた。
◇施工体制台帳の活用方法 発注者であるＢ県が現場の施工体制を確認した際、Ａ社の技術者に監理技術者資格者証の提示を求め住所を確認した上で、出勤簿により当該技術者の専任状況を確認した。その結果、当該技術者は自宅から工事現場への通勤が困難なため、専任の義務を怠っていたことが発覚した。

ケース６：許可行政庁が「下請取引等実態調査」の立入調査をきっかけに一括下請負を発見し処分
◇施工体制における問題点 Ａ社は施工体制台帳および施工体系図に一次下請Ｂ社を記載していなかった。またＢ社は二次下請に工事を一括下請負していた。
◇問題点を発見したきっかけ 許可行政庁であるＣ地方整備局が下請取引等実態調査においてＡ社に立入調査を行ったところ、一次下請のＢ社が施工体制台帳および施工体系図に記載されていないことを発見した。
◇問題点発見後の処理 許可行政庁であるＣ地方整備局がＡ社から報告聴取を行ったところ、一次下請として契約したＢ社を施工体制台帳および施工体系図に記載せず、またＢ社への指導も実施していない事実が確認されたため、建設業法第２４条の７第１項、第２４条の７第４項および第２４条の６第１項に違反していることから、７日間の営業停止処分を行った。また、Ｂ社の一括下請負の事実が確認されたため、建設業法第２２条第１項に違反していることから１５日間の営業停止処分を行った。
◇施工体制台帳の活用方法 許可行政庁であるＣ地方整備局は、下請取引等実態調査においてＡ社に立入調査を行った際、当該工事における全ての契約書を施工体制台帳および施工体系図と照合した。その結果、一次下請として契約書が交わされたＢ社を施工体制台帳および施工体系図に記載していないことが発覚した。さらに、Ｂ社は完成工事高の水増しのため一次下請として参入したものの、工事には全く関与していないことが発覚した。

ケース７：許可行政庁が技術者への聞き取りにより工事の主たる部分の一括下請負を発見し処分
◇施工体制における問題点 Ａ社は工事の主たる部分を一次下請に一括下請負させていた。
◇問題点を発見したきっかけ 許可行政庁であるＢ県に対し、Ａ社が一括下請負を行っているという匿名の電話があった。
◇問題点発見後の処理 許可行政庁であるＢ県がＡ社から報告聴取を行ったところ、Ａ社が工事の主たる部分を一次下請のＣ社に一括下請負していた事実が確認されたため、建設業法第２２条第１項に違反していることから１５日間の営業停止処分を行った。
◇施工体制台帳の活用方法 許可行政庁であるＢ県は、Ａ社から報告聴取を行った際、施工体制台帳により施工体系を確認した上で、Ａ社の技術者に対して実際に行った業務について聞き取りを行った。その結果、当該技術者は工事の主たる部分についての工事に関して十分な知識を有せず、実際の業務は一次下請のＣ社に請け負わせていたことが発覚した。

ケース８：発注者が技術者への聞き取りにより当該技術者が工事に対して実質的な関与を行っていないことを発見し、許可行政庁に通知
◇施工体制における問題点 Ａ社の技術者が、Ｂ県から請け負った工事において実質的な関与を行っていなかった。
◇問題点を発見したきっかけ 発注者であるＢ県が現場の施工体制の点検を行い、Ａ社の技術者に対して施工管理などについて聞き取りを行ったところ、理解が不十分であったことから、実質的な関与に対して疑義が生じた。
◇問題点発見後の処理 発注者であるＢ県がＡ社に確認したところ、一括下請負の疑義が生じたため、入札契約適正化法第１１条に基づき許可行政庁に通知した。
◇施工体制台帳の活用方法 発注者であるＢ県が、Ａ社の技術者に対して担った役割および実際に行った業務について聞き取りを行った上で、打合せ簿との照合を行った。その結果、当該技術者は施工計画の立案、施工管理などの業務を下請業者の技術者に行わせており、工事に対して実質的な関与を行っていない事実が発覚した。

ケース９：発注者が施工体制変更後の施工体制台帳・施工体系図の作成義務違反を発見したため、通知を受けた許可行政庁が処分

◇施工体制における問題点

Ａ社は、施工体系が変更されたにもかかわらず、変更後の施工体制台帳および施工体系図の作成を怠った。

◇問題点を発見したきっかけ

許可行政庁であるＢ地方整備局に対して、Ａ社が施工体系変更後の施工体制台帳及び施工体系図の作成を怠っていたため指名停止措置を行ったと、発注者からの通知があった。

◇問題点発見後の処理

許可行政庁であるＢ地方整備局がＡ社から報告聴取を行ったところ、施工体制変更後の施工体制台帳および施工体系図の作成を怠っていた事実が確認されたため、建設業法第２４条の７第１項、第２４条の７第４項に違反していることから、指示処分を行った。

◇施工体制台帳の活用方法

許可行政庁であるＢ地方整備局は、Ａ社から報告聴取を行った際、当該工事における全ての契約書を施工体制台帳および施工体系図と照合した。その結果、下請業者を変更したにもかかわらず、施工体制台帳および施工体系図の変更を怠っていた事実が発覚した。

ケース 10：発注者が施工体制台帳の現場備え付け違反を発見したため、指導を行うとともに、後日、是正措置がとられていることを確認
◇施工体制における問題点 Ａ社は、施工体制台帳を現場に備え付けていなかった。
◇問題点を発見したきっかけ 発注者であるＢ県が抜き打ちで工事現場に立入検査を行ったところ、施工体制台帳が備え付けられていなかった。
◇問題点発見後の処理 発注者であるＢ県が立入検査の際にＡ社にその場で問いただしたところ、施工体制台帳を本社に保管しているとの回答を得たため、工事現場に備え付けるよう口頭で指導した。後日、再度工事現場に立入検査を行い、施工体制台帳が備え付けられていることを確認した。
◇施工体制台帳の活用方法

年　月　日

施工体制台帳（作成例）

［会社名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

［事業所名］＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

建設業の許可	許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般	第　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般	第　号	年　月　日

工事名称及び工事内容			
発注者名及び住所			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況						
保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
	加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外	
事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
	元請契約					
	下請契約					

発注者の監督員名		権限及び意見申出方法	

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

《下請負人に関する事項》

会社名		代表者名	
住所			
工事名称及び工事内容			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般	第　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般	第　号	年　月　日

健康保険等の加入状況				
保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険	雇用保険
	加入　未加入 適用除外		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

※施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

年　月　日

再下請負通知書（作成例）

直近上位注文者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

【報告下請負業者】

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿

会 社 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

元請名称	

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容			
工　期	自　年　月　日 至　年　月　日	注文者との契約日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣 特定 知事 一般　第　号	年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場代理人名		雇用管理責任者名	
権限及び意見申出方法		専門技術者名	
主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
資格内容		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名		代表者名	
住所 電話番号			
工事名称及び工事内容			
工　期	自　年　月　日 至　年　月　日	契約日	年　月　日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣 特定 知事 一般　第　号	年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外	加入　未加入　適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事の状況（有無）	有　無	外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

※再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）

・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）